

郡山市公契約条例等に係るアンケート調査結果 ＜ 受注事業者 ＞

- 1 調査期間：令和4年2月4日～令和4年3月2日
- 2 調査対象者：郡山市発注11件、郡山市上下水道局発注20件、計31件の公共事業の受注者及び下請事業者

＜主な契約＞

建設工事	校舎長寿命化改修事業 郡山市立大島小学校校舎内部改修工事（Ⅱ期） 【市発注：計9件】
	三町目地区農業集落排水施設改築工事 【上下水道局発注：計20件】
業務委託	美術館常駐警備業務委託（長期継続契約） 【市発注：計2件】

- 3 回答者数： 105 者（下請事業者含む。うち電子回答：21者）

内訳： 市 73者
上下水道局 32者

- 4 配布部数： 199 部

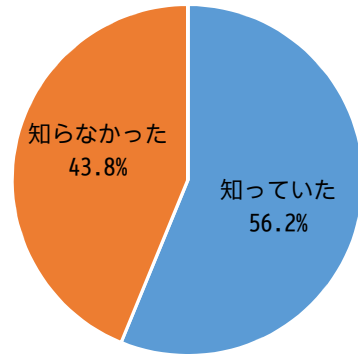
内訳： 市 建設工事受注者 104部
市 業務委託受注者 2部
上下水道局 建設工事受注者 93部
※同一事業者が複数受注している場合は1部のみ配付

令和4年3月
郡山市契約課
郡山市上下水道局総務課

1 郡山市公契約条例について

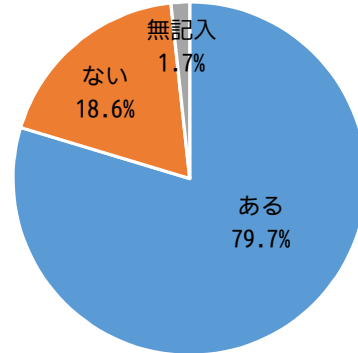
1① あなたは、平成29年4月から「郡山市公契約条例」が施行されたことを知っていましたか。
(該当するもの1つに○)

選択肢	元請	下請	不明	総数	割合
知っていた	21	37	1	59	56.2%
知らなかった	3	43	0	46	43.8%
無記入	0	0	0	0	0.0%
合計	24	80	1	105	100.0%



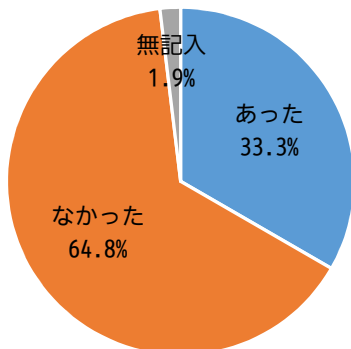
1② 本条例は、本市が発注する工事や業務委託等の契約(以下「公契約」と言います。)に係る基本的な考え方を定めています。条例に定めのある「事業者等の責務」や「労働者等の申出・相談」に関する条文を読んだことはありますか。
(該当するもの1つに○)

選択肢	元請	下請	不明	総数	割合
ある	18	29	0	47	79.7%
ない	3	7	1	11	18.6%
無記入	0	1	0	1	1.7%
合計	21	37	1	59	100.0%



1③ 本市と契約した受注者(下請・再委託事業者も含む。以下「事業者」と言います。)には、関係法令の遵守や労働環境確保などの責務が課せられていますが、条例施行前と比較して意識が変わったと感じることはありますか。
(該当するもの1つに○)

選択肢	元請	下請	不明	件数	割合	前回割合
ある	10	25	0	35	33.3%	31.1%
ない	14	53	1	68	64.8%	67.0%
無記入	0	2	0	2	1.9%	1.9%
合計	24	80	1	105	100.0%	100.0%

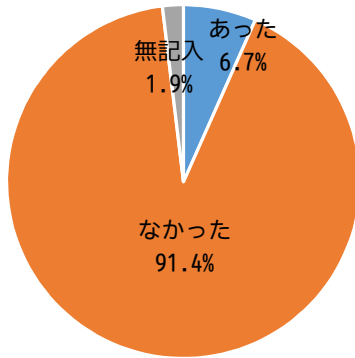


【理由】

回答	元請	理由
	ある	<ul style="list-style-type: none"> 労働環境の意義の再確認 提出する書類の内容を見て意識させられる 関係法令遵守意識が更に強くなった
なし	下請	<ul style="list-style-type: none"> 労働基準、人権擁護などを改めて確認するようになった 工事に対する責任感が上がった
	元請	<ul style="list-style-type: none"> 条例施行前から変わらず、関係法令の遵守及び労働環境確保に努めている 特別意識をしていなかった。
なし	下請	<ul style="list-style-type: none"> 企業として関係法令の遵守、労働環境確保は当然のこと 施行前から責務を履行しているため、特に変わらない

条例施行後、労働環境の報告が必要な工事等に從事されている労働者から、労働環境に関する問い合わせなど、反響はありましたか。
(該当するもの1つに○)

選択肢	元請	下請	不明	件数	割合	前回割合
あった	0	7	0	7	6.7%	0.0%
なかった	23	72	1	96	91.4%	99.1%
無記入	1	1	0	2	1.9%	0.9%
合計	24	80	1	105	100.0%	100.0%



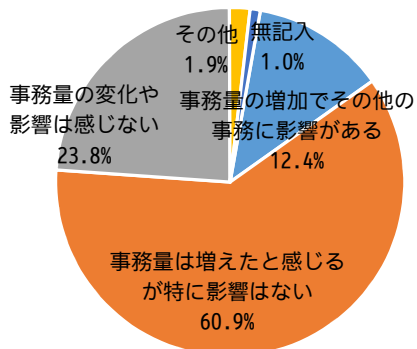
【反響】

元請	(意見なし)
下請	労働環境が良いという意見があった
	現場内に休憩所を設けてクーラー・冷水等があったこと

2 労働環境報告書の作成・提出について

貴社の受注案件には、労働者の労働環境の確保に必要な取組みについて報告する義務が課せられています
2①が、その報告書の作成に係る事務量の変化についてお答えください。
(該当するもの1つに○)

選択肢	元請	下請	不明	件数	割合	前回割合
事務量の増加でその他の事務に影響がある	3	10	0	13	12.4%	9.4%
事務量は増えたと感じるが特に影響はない	17	46	1	64	60.9%	45.3%
事務量の変化や影響は感じない	4	21	0	25	23.8%	38.7%
その他	0	2	0	2	1.9%	2.8%
無記入	0	1	0	1	1.0%	3.8%
合計	24	80	1	105	100.0%	100.0%



【事務量増加に伴う具体的な影響】

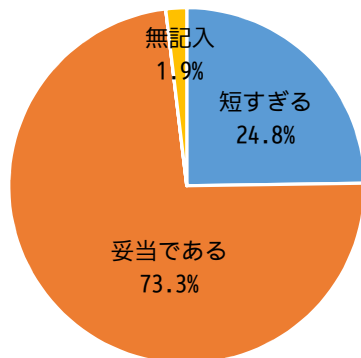
元請	他事務の遅れ
下請	前よりだいぶ仕事量が増えた
	ペーパーレスなのに書類が増えた
	現場管理もしているので事務に時間を割けない

【その他の意見】

元請	(意見なし)
下請	(意見なし)

労働環境報告書の提出は、契約を締結した日から14日以内（下請契約を締結した場合も同様の期間）に提出する
2② とされていますが、その提出期間についてお答えください。
（該当するもの1つに○）

選択肢	元請	下請	不明	件数	割合	前回割合
短すぎる	2	24	0	26	24.8%	8.5%
妥当である	22	54	1	77	73.3%	85.8%
その他	0	0	0	0	0.0%	1.0%
無記入	0	2	0	2	1.9%	4.7%
合計	24	80	1	105	100.0%	100.0%



【短すぎると感じた理由】

元請	下請
	下請契約書、請書のやり取りに時間がかかる 提出までにバタバタすることがある。
	他の業務と重なり作成時間がとれない。 あと1週間くらい長くしてほしい
	下請なので再下請があると短い

【その他の意見】

元請	(意見なし)
下請	(意見なし)

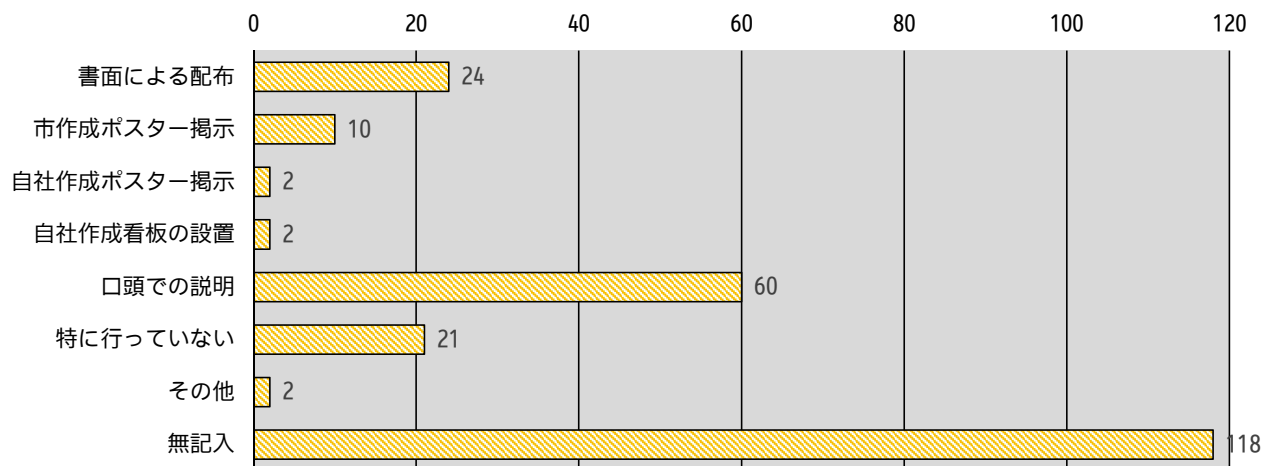
2③ 労働環境の報告内容等で、ご要望やお気づきの点などについてお答えください。

元請	(意見なし)
下請	再下請の書面の指示があると、そろえるのに時間がかかるので14日間は短い 下請契約に時間がかかるので2週間位欲しい

3 労働者等への周知について

事業者は、工事等に従事する労働者に対して、労働者本人が従事する業務が条例の適用案件であることなどを周知する義務が課せられていますが、どのように周知しましたか。
3① 知る義務が課せられていますが、どのように周知しましたか。
（該当するものすべてに○）

労働者への周知方法	元請	下請	不明	件数	割合	前回割合
書面による配布	10	14	0	24	10.0%	31.5%
市作成ポスター掲示	6	4	0	10	4.2%	11.8%
自社作成ポスター掲示	1	1	0	2	0.8%	0.0%
自社作成看板の設置	1	1	0	2	0.8%	1.6%
口頭での説明	16	43	1	60	25.2%	40.1%
特に行っていない	1	20	0	21	8.8%	11.8%
その他	1	1	0	2	0.8%	0.8%
無記入	0	2	116	118	49.4%	2.4%
合計	36	86	117	239	100.0%	100.0%

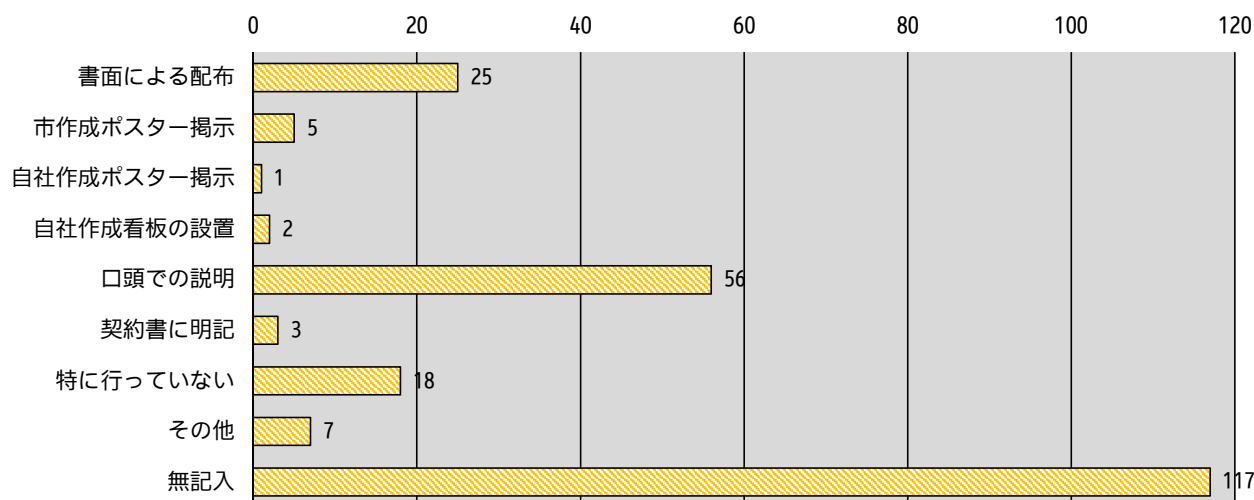


【従事者への具体的な周知方法】

元請	書面による配布	現場新規入場教育時に配布、説明。現場内掲示
	市が作成したポスターの掲示	事務所内の壁に掲示 現場事務所にポスターを掲示しました
下請	書面による配布	着工前に社員に書面を配布し口頭で説明すると共にラインで周知した
	口頭で説明	現場従事前に周知会の実施
		今回初めてだったので、条例概要を口頭で説明 朝礼で口頭説明

3② 下請・再委託事業者との契約締結の際、当該案件が条例の適用案件である旨をどのように周知しましたか。
(該当するものすべてに○)

下請・再委託事業者への周知方法	元請	下請	不明	件数	割合	前回割合
書面による配布	9	16	0	25	10.7%	33.1%
市作成ポスター掲示	3	2	0	5	2.1%	9.4%
自社作成ポスター掲示	0	1	0	1	0.4%	0.0%
自社作成看板の設置	1	1	0	2	0.9%	1.6%
口頭での説明	17	38	1	56	23.9%	32.3%
契約書に明記	1	2	0	3	1.3%	5.5%
特に行っていない	1	17	0	18	7.7%	11.1%
その他	0	7	0	7	3.0%	3.1%
無記入	0	1	116	117	50.0%	3.9%
合計	32	85	117	234	100.0%	100.0%

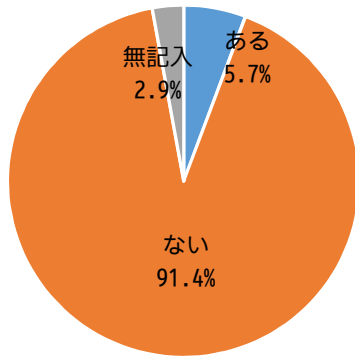


【下請・再委託事業者への具体的な周知方法】

元請	書面による配布	下請契約時に書類と一緒に口頭による説明
	市が作成したポスターの掲示	現場事務所に掲示
下請	口頭で説明	見積の依頼の際、口頭で説明

3③ 労働者や下請・再委託事業者への周知方法等において、課題や提案など何かお気づきのことはありますか。
(該当するもの1つに○)

選択肢	元請	下請	不明	総数	割合	前回割合
ある	0	6	0	6	5.7%	2.8%
ない	24	71	1	96	91.4%	93.4%
無記入	0	3	0	3	2.9%	3.8%
合計	24	80	1	105	100.0%	100.0%



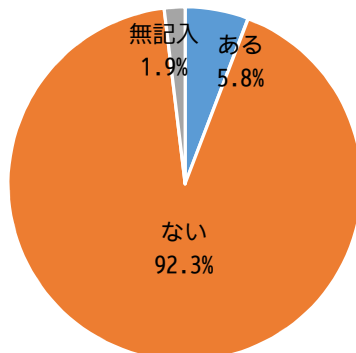
【「ある」を選択した理由】

元請	(なし)
下請	新規や朝礼などでも説明する
	現場内でポスター等の掲示

4 条例に対する要望等について

4 本条例において、今後、市に取り組んで欲しいことや改善して欲しいことなどがありますか。
(該当するものどちらかに○)

選択肢	元請	下請	不明	総数	割合	前回割合
ある	2	4	0	6	5.8%	3.8%
ない	22	74	1	97	92.3%	92.4%
無記入	0	2	0	2	1.9%	3.8%
合計	24	80	1	105	100.0%	100.0%



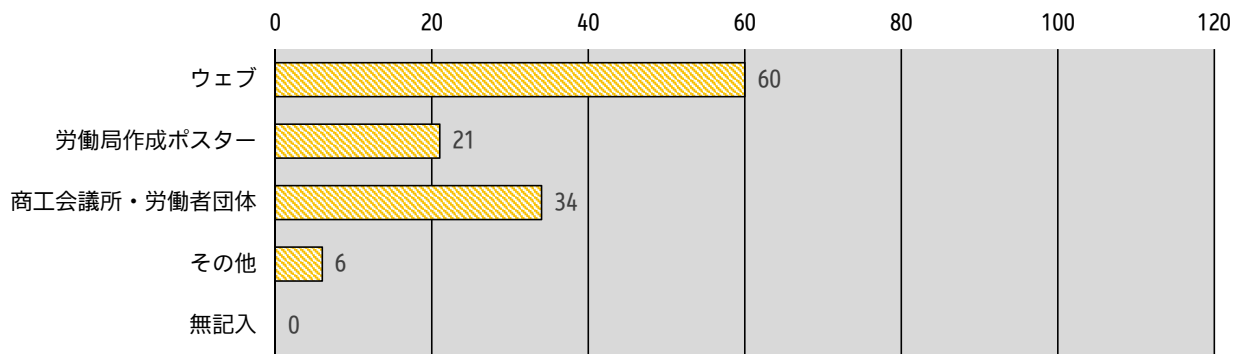
【「ある」を選択した理由】

元請	(なし)
下請	ペーパーレスにしてほしい
	詳細を広く、わかりやすく、携わる人々全てに発信した方がいいと思う。

5 最低賃金について

5① 福島県の最低賃金が改定になる場合、その情報をどこから入手していますか。
(該当するものすべてに○)

情報入手方法	元請	下請	不明	件数
ウェブ	18	42	0	60
労働局作成ポスター	6	14	1	21
商工会議所・労働者団体	6	27	1	34
その他	0	6	0	6
無記入	0	0	0	0
合 計	30	89	2	121

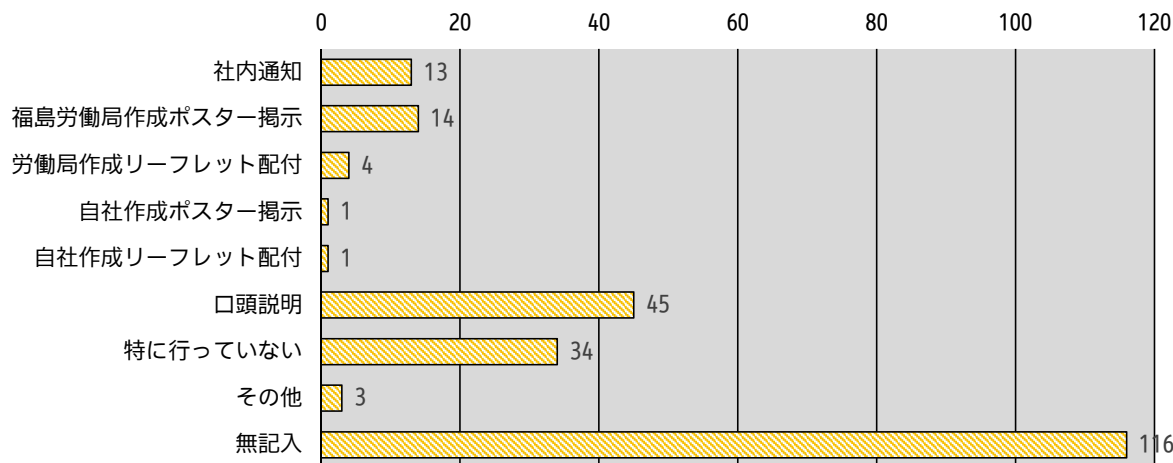


【その他の意見】

元請	(なし)
下請	社会保険労務士事務所からの情報
	元請会社から聞く
	テレビとか新聞、ハローワーク
	行政書士から聞いている
	TVのニュース

5② 福島県の最低賃金が改定になった場合、貴社の労働者へはどのように周知していますか。
(該当するものすべてに○)

労働者への周知方法	元請	下請	不明	件数
社内通知	3	10	0	13
福島労働局作成ポスター掲示	7	7	0	14
労働局作成リーフレット配付	3	1	0	4
自社作成ポスター掲示	1	0	0	1
自社作成リーフレット配付	1	0	0	1
口頭説明	8	36	1	45
特に行っていない	6	28	0	34
その他	1	2	0	3
無記入	0	0	116	116
合 計	30	84	117	231



【その他の意見】

元請	労働時に結ぶ契約書
下請	口頭で説明すると共にラインで周知した
	労働契約書

6 その他の意見、お気づきのこと

6① 今般のコロナ禍により、貴社にはどのような影響がありましたか。

元請	直接的に感染者の発生は無いものの、子供の学校、幼稚園、保育所など閉鎖され、休暇を取らないといけない状況が発生して工事の進捗に影響が出ている
	コロナ予防のための経費増（体温計、検査キット、マスク、消毒用アルコール、アクリル板設置、空気清浄機等）
	本社、支店での会議がウェブ会議に。感染予防対策の実施。帰省の自粛。
下請	社員間のコミュニケーション不足
	売上（受注）減少
	商談がリモートか電話の場合、相手の顔が見えないので不便なことがある
	資材の納期遅れ
	躯体工事の減少による受注機会の低迷、コロナ感染対策費の増 車両の相乗りを嫌うので車の経費が増えた

6② 今後、市が「郡山市公契約条例」を周知するためには、どのような方法が効果的だと思いますか。

元請	今回の様なアンケートは効果的だと思う
	説明会の開催
	現場代理人を集め、直接条例を説明する機会を設ける ポスター配布
下請	市から積極的に説明会を開く
	会社ではなく、作業員への周知
	市の公共機関や現場にポスター掲示。ポスターにQRコードを取り入れて読み込みすれば詳細がわかるようにする

6③ その他、何かお気づきのことがありましたらご記入ください。

元請	(意見なし)
下請	(意見なし)